

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 9 月 定 例 会 ——

平成18年9月22日（金）

開 催 日 時 平成18年9月22日（金） 午後2時00分～午後3時10分
開 催 場 所 市役所5階505会議室
出 席 委 員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
大橋直子教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
中澤史充学務課長
有川知樹指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
阿部裕生涯学習推進課長補佐
大沼卓郎体育課長
島林正美公民館長
大滝安定図書館長補佐
島川浩一指導主事
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

ただいまから教育委員会の9月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○堀内委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員及び私、堀内でございます。

では、議題に入ります。

（教育長報告事項）

○堀内委員長

最初に、教育長報告事項（１）小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）小平市教育委員会委員の任命にかかる市議会の同意について、報告いたします。資料はございません。

吉田昌子委員が10月31日をもって任期満了となりますところ、市議会9月定例会の初日9月4日の本会議におきまして、吉田委員を任命することについての議案が市長より提案され、全議員の賛成をもって同意されました。なお、吉田委員は今回で2期目ということになります。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

吉田委員。

○吉田委員

このたび、再度教育委員を務めさせていただくことになりました。微力ではございますが、皆様方と力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○堀内委員長

次に、教育長報告事項（２）市議会9月定例会代表質問及び一般質問等について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（２）市議会9月定例会代表質問及び一般質問等について、報告いたします。資料No.1をごらんください。

市議会9月定例会におきましては、9月5日に代表質問が、同月6日から8日までの3日間に一般質問がございました。代表質問は5会派から13件、一般質問は21人の議員から52件の質問が出され、うち、教育委員会に関係し、私が答弁を行ったものが、代表質問2件、一般質問12件でございます。

これらにつきましては、資料に載せてございますのでごらんください。なお、資料の末尾には、市長が答弁した代表質問のうち、特に教育委員会に関連するものを添付してございます。

また、生活文教委員会につきましては、今回は審査がなく、学校介助員についての「所管事務調査」が行われ、さらに、調査終了後に、体育課長より「事務報告」といたしまして「公共施設予約システム導入準備作業状況について」の報告が行われました。

なお、先の教育委員会で議決いただいた案件の関係では、小川グラウンドの廃止を内容としたしました小平市体育施設条例の一部改正については、9月4日の本会議において即日可決されました。

また、中学校への防犯カメラ設置、及び天神グラウンド防球ネット修繕にかかる補正予算（第1号）については同月12日の総務委員会にて審査され、全会派一致をもって可決すべきものという採決結果でございます。議決は27日の最終本会議にて行われる予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）平成18年度小平市芸術文化奨励賞被表彰候補者の推薦についてです。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（3）平成18年度小平市芸術文化奨励賞被表彰候補者の推薦について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

小平市芸術文化奨励賞は、芸術文化の振興を図ることを目的に、昭和61年度に制定されました。

この制度は、常に自己研さんに励み、進歩が著しいと認められる個人、または団体で、将来にわたり芸術文化活動を継続し、芸術文化に寄与することが期待されるもの、または、多摩地区全域以上を対象として実施される、各種公募展、発表会等において優秀な成績を上げた個人、または団体のいずれかに該当する者の中から市長が決定し、表彰するものでございます。

推薦者は、小平市内に所在する小学校、中学校、高等学校の校長及び大学の学長、そのほか社会教育関係団体の長等となっております。

被表彰候補者については、社会教育委員をもって構成する審査会の審査を経て、教育委員会の意見を徴して、市長に意見具申することになっております。

今年度は、個人1人のみの推薦で、8月24日に審査をいたしました結果、お手元に配付いたしました名簿のとおり、候補者が決定したものでございます。

被表彰候補者、津田洋子さんは、昭和56年から現在まで19年間、子どもから高齢者までを対象に、ボランティアとして書を指導され、また書道教室でも指導を続けています。青少年対策地区委員会の行事などには積極的に参加され、市内の福祉施設などでも指導を行い、地域に根ざした活動を展開しておられます。

また、平成8年度から昨年度まで、全国的にも応募の多い、読売書法展などの公募展において、入賞、秀逸、特選等を受賞されております。

教育委員会といたしましては、審査会の結果のとおり、個人1名を平成18年度小平市芸術文化奨励賞の候補者として、市長に具申いたしたいと思っております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）学校図書館支援センター推進事業の指定についてです。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（４）学校図書館支援センター推進事業の指定について、報告いたします。

本事業につきましては、文部科学省初等中等教育局長から通達のありました平成18年6月20日付の文書に応じて、7月13日に資料No.3のとおり計画書を提出していたものでございます。

この事業は、学校教育の質の向上に向けた学校図書館の効果的な活用・運営を図るため、推進地域を指定し、学校図書館支援センターによる学校図書館の活用・運営への支援のあり方について、各都道府県教育委員会と連携・協力の下、実践的な調査研究を行うために、全国36施設の1つとして指定され、3年間の文部科学省の委託事業として委嘱されたものです。

次に、事業計画の概要でございますが、中央図書館に「学校図書館支援センター」を置き、学校図書館アドバイザーによる学校図書館支援を実施するものです。事業内容といたしましては、学校図書館にかかわる情報の収集・提供、運営計画の研究、データベースの利用促進、相互貸借の実施等に取り組むものでございます。

また、これらの目的を達成するために、中学校8校に協力員を配置して運営する予定でございます。

なお、この事業にかかる経費は、都道府県が行う国の会計事務として支出されますので、市の予算書には計上されません。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）寄附の受領について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（５）寄附の受領について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

〔Ⅰ〕は、堀川慶子ダンスサークル・フレンドシップ様から、文化振興基金への指定寄付として、金10万円の御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、小平みどり幼稚園母の会様から、育英基金への指定寄付として、金1万円の御寄附でございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（６）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、資料No.5をごらんください。

本日報告いたしますのは、8件でございます。

初めに、受付番号（４４）でございます。事業名、市民講座「尊厳死を考える」、主催団体、社団法人小平市医師会、実施期日、平成18年11月18日、会場はルネこだいらレセプションホールでございます。毎年使用承認しており、内容は、講演「尊厳死を考える」で、入場は無料でございます。

次に、受付番号（４５）でございます。事業名、「朝・日（日・朝）大学生友好ネットワーク」結成1周年記念行事、主催団体、朝・日（日・朝）大学生友好ネットワーク、実施期日、平成18年11月23日、会場、東京芸術劇場大会議室・池袋西口公園でございます。今回初の承認で、内容は朝鮮大学校及び日本の大学生によるシンポジウム、及びフレンドシップコンサートでございます。入場は無料でございます。

次に、受付番号（４６）、事業名、第15回小平子どもまつり、主催団体、第15回小平子どもまつり実行委員会、実施期日、平成18年10月29日、会場は小平元気村おがわ東でございます。毎年使用承認しており、内容は、大型紙芝居、人形劇、食べ物コーナー等がございます。参加は無料でございますが、食べ物コーナー等は有料となっております。

次に、受付番号（４７）、事業名、小平母親大会、主催団体、小平母親大会実行委員会、実施期日、平成18年11月18日、会場は小平市中央公民館2階ホールでございます。毎年使用承認しており、内容は記念講演「子供の未来と平和・いのちを守る母親運動」等がございます。参加費は無料でございます。

次に、受付番号（４８）、事業名、みんなで広めよう！18万人あいさつ運動、主催団体、小

平青年会議所、実施期日、平成18年10月15日、会場は小平市民まつりの会場でございます。平成18年5月にも使用承認しており、今回の内容は、小平市民まつりのパレードに運動団体として参加し、横断幕等で日常のあいさつ、声かけ運動の呼びかけを行うというものでございます。

次に、受付番号(49)、事業名、平成18年度小平子どもボランティアスクール、主催団体、社団法人小平市社会福祉協議会、実施期日、平成18年10月7日から平成19年3月17日の間の土曜日、会場、小平市福祉会館ほかでございます。毎年使用承認しており、事業目的は自然保護活動や紙芝居ボランティア活動に関心のある児童に呼びかけ、実際のボランティア活動を体験させることにより、これらの活動を担う子どもボランティアを育成するものでございます。参加費用は無料でございます。

次に、受付番号(50)、事業名、こだいら子どもの健康づくり2006、主催団体、こだいら子どもの健康づくり連絡会、実施期日、平成18年11月25日、会場は上水中学校体育館でございます。毎年使用承認しており、内容は、第1部、講演会「薬物依存からの回復」、第2部、アトラクションで小平第三小学校PTAの方によるハンドベル演奏等でございます。入場は無料でございます。

終わりに、受付番号(51)、事業名「玉川上水を世界遺産に」連続市民講座(第11回)、主催団体、小平ユネスコ協会、実施期日、平成18年11月12日、会場は学園西町地域センターでございます。毎年使用承認しており、講演「江戸・東京の水と緑の骨格としての玉川上水」その歴史的な経緯と未来などでございます。参加費用は無料でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項(7)事故報告I(8月分)についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

8月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.6のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明をさせます。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

8月中の事故として報告のあったものは、この1件のみでした。

小学校4年男子が、友達と自転車で走行中、歩道から車道に出たところ、後ろから来た車と接触し転倒し、ひじとひざに切り傷を負い、頭を打ったというものです。すぐに救急車で病院に運

ばれまして、手当てを受けました。幸い異常はなく、全治1日という軽いけがで済みました。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題でございますが、教育長報告事項（8）及び議案第18号から第20号までにつきましては、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございます。後ほどお諮りしますが、これらにつきましては非公開で扱いたいと存じます。

したがって、ただいままでの教育長報告事項（7）までにつきましては、御質問、御意見が
おありでしたら、お出しいただきたいと思えます。

○小池委員

今、後援名義の使用承認について御報告をいただきましたが、（45）の朝・日（日・朝）大学生友好ネットワークというのは、大体どういう内容になるのかということと、それから、後援名義使用承認をする場合の基準みたいなものを、考え方、基準が今どうなっているかというのをもう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

○阿部教育庶務課長

まず内容でございますが、先ほど申し上げました朝鮮大学校及び日本の大学生によるシンポジウムということで、御案内のように朝鮮大学校は小平市内にございます。テーマとして在日コリアンと日本の共生社会の構築と青年の役割ということで、シンポジウムが行われる。それから、フレンドシップコンサートというものが行われまして、ネットワークのメンバーによって作詞・作曲されたコンサートが行われるということで申請がございました。

基準でございますが、後援名義の申請に対しては公序良俗に反しない、あるいは小平市教育委員会の施策の推進に寄与するもの、そういったものについては後援をするということで行っております。

以上でございます。

○堀内委員長

よろしいでしょうか。

日朝・朝日というのは、御承知のように国交関係もございませんし、今は日本と北朝鮮との間はひとつの緊張関係にあるわけですし、特に朝鮮大学校を初め朝鮮系の学校は、教育内容においても、かなり日本に対して批判的な教育を行っているというふうに伝えられております。したがって、こういった、形は民間行事でございますけれども、民間事業の中で一方的に政治的な主張をするような危険性があるのではないかとというふうに危惧する方々もおられるわけですから、そういう点での心配がないことを確認した上で、後援の名義を承認するよう慎重に、お取り計ら

いただきたいという御趣旨だと思います。今回につきましてはもちろん、そういったことも、含めましてご決定になったんだと思いますけれども、こういう案件につきましては、そういった心配をする方々もありますので、今後とも御配慮のほどお願いいたします。

○小池委員

もう一つ。

これは、市議会の一般質問の中で、体育施設の指定管理者制度に移行したらどうか、こういうようなお話があったようですが、その指定管理者制度というのが分からないので、どういうものか。それから、これが日本共産党との選挙協定によって云々という言葉がここに付け加えられておりますけれども、具体的にどういうことを言っておられるのか、そこら辺のいきさつをお話いただけたらというふうに思います。

○大沼体育課長

一般質問で出されました指定管理者制度の導入につきましては、平成15年に地方自治法が改正されて、民間の活力を行政に取り入れるということから、体育施設についても今回いかがなものかということですが。結論を申し上げますと、体育施設に指定管理者制度を導入している自治体自体の歴史がありません。今年の4月から東久留米市、昨年から板橋区で民間の運動の専門業者が施設管理並びに体育の事業、つまり体育施設で行うアスレチックとかいろいろなトレーニングのメニューを、その事業として入れまして、それで利用者に参加していただき、事業を行っていくというものです。実際にコストの面でメリットがあるということが、一番の目的がございます。ただし、小平市におきましては御存じのように、嘱託職員をかなり導入しております、実際に指定管理者にした場合のメリットが、それほど出ないかなということと、もう一つは、今言ったように歴史が浅いものですから、今後は実績のある市から情報をいただきながら、研究をしていくということで考えております。

以上でございます。

○屋間教育部長

まず指定管理者制度についてですが、従来は、施設などを管理する場合、直営か委託かの方式であったわけです。それが地方自治法の改正を経て、いろいろな権限を付与することによっていわゆる委託の部分より企業性の高いところに任せることによって、活性化を図ろうということで、マーケットの拡大も含めてなんですけれども、民需拡大というものもありまして、一応そういうような地方自治法の改正があったということです。

そして、法改正前から管理委託している施設について、今年度9月までに直営か指定管理者制度のどちらかにしなさいという期限がちょうどここで到来するという事になったわけです。

小平としては指定管理者制度を導入するにあたって、基本的な方針というのを何年前につけております。その中で、例えば福祉施設のこれについては、指定管理者制度を導入しますと。

そして、体育施設については直営で当分行きますよというようなことですね。一番顕著なものがルネこだいらの管理運営ということになります。これがどういうことかということは、当面現状のままでいくけれども、あと3、4年たったら一般の企業と同じ競争をしていただきますということで、そこで勝負をしていただくというような、そういうようなわけです。この体育施設については、当面基本的な方針の中では、直営でいくということで、一応考え方が市としては統一をされているということでございます。

なお、鴨打議員の一般質問の中で、指定管理者制度ができないかということの一般質問があったということと選挙協定の話がございませけれども、小林市長が市長に立候補される前なわけですけれども、1月の段階でのチラシの中に指定管理者制度にしますということで、体育施設等、いわゆる保育施設も入ってありました。その後、ある政党との選挙協定の後に、保育の関係については落としたわけです。マニフェストの中には入っていないわけです。そこを今回、鴨打議員が、その当時の、いわゆる選挙の公報の中に書いてあるではないか、何で体育施設は入ってないのか、というようなことを一般質問されたということでございます。それは市長選挙の法定ビラ、あるいは正式な公約、公報になる公約には入っていないわけです。そこで市長がそういうような答弁をされたということでございます。市の方針ということを経営で一応行ったと、そういうような経過でございます。

○小池委員

業者委託というような感じですかね。民間業者へ委託する。

○屋間教育部長

かなりの部分を民間に任せるということです。ただ、これはもういろいろな施設全部をお任せするということと、ソフト部分だけをお任せするということも、いろいろパターンとしてはあるわけですが。体育施設については、近隣の自治体でかなり大きなスポーツの専門の会社が受託をされておまして、まだそれがスタートしたばかりです。ただし、いわゆる企業の感覚でいきますので、営業時間を延ばしたりして、利用者がかなり多くなったり、評判がいいとか、一方ではマイナス面もそれはあるわけですが。そのような形でようやくスタートしたということで、まだちょっと全体の評価が定まっていはいないのです。そういう面で、まだもう少し様子を見る必要があるのではないかとというのが、今体育課長の話です。

以上です。

○小池委員

それに関連してもう一つ質問します。

先ほど、体育施設の場合は直営を原則とするというようなお話がありましたが、この答弁の2番目に、委託料が1億370万円という数字が挙がっています。直営でありながら、委託料という話なのですが、これは何でしょう。何を委託されておられるのか。

○大沼体育課長

委託料の1億370万円ですが、総合体育館等の清掃及び建物管理です。中身として、プールの監視、受付及びトレーニング室のメニューづくりとか、その指導が主なところでございます。以上でございます。

○堀内委員長

指定管理者制度というのは非常にわかりにくいですね。公設民営だとか、民間運営委託だとか、何かほかにもっとわかりやすい言葉があればいいなど、今聞いていて思いました。

ありがとうございました。それ以外いかがでしょうか。

○伊藤委員

学校図書館支援センター推進事業計画書のところで、お伺いしたいと思います。

学校図書館地域開放の研究ということも(2)の⑫のところにも明記されているわけですが、和歌山県の新宮市の中学校がコミュニティ・スクールに指定されていて、そこでやはり学校図書館の地域開放ということが行われておりますし、そのコミュニティ・スクールのないところでも全国的に地域との連携ということで始まっています。小平市におきましても、そのコミュニティ・スクールと学校図書館の地域開放というものは、当然リンクしてくるものと思われまます。一方でコミュニティ・スクールの指定ということからしますと、今研究検討されている学校からしても、やはり小学校が先行していくものと思われまます。そういうことからしましても、小学校の方の人の配置とか、支援のことはどのようにしていくのか、ということが少しこの計画ではわかりにくいですが、例えば、さらに年次計画のところで、2年次の⑩に中学校区内小学校学校図書館の実情調査の検討、3年次に実情調査をすることになっています。一方、3ページの(2)の⑪に中学校区内の小学校学校図書館の実情調査とありまして、調査し連携を図るとともに、必要に応じて読書活動の支援をするとあります。これは読み方によっては8校に協力員を配置して、あわよくば中学校区内の小学校の方もカバーするような仕事という位置づけなのだろうかともとられるわけですが、この辺整理していく必要があると思うんですよね。そこで、小学校のことがどのように考えられているかということの一つを質問したいと思います。もう一つは、今年度から学校図書館相談嘱託職員という方が2人中央図書館に配置されて、業務を行っているわけですが、半年たってその総括はされているのかということと、その嘱託職員の方たちは学校図書館支援スタッフの一人として学校図書館支援センターに所属するということですが、今後相談嘱託員は小学校の学校図書館に対して人員を増やしていくのか、それから、その嘱託員が巡回することで、小学校の学校図書館の実情調査というのはできていないのでしょうか。その辺り、2点伺いたいと思います。

○大滝図書館長補佐

では、今の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。今回の計画書の中に小学校の赴任という御質問でございます。この事業は先ほど教育長からも御案内申し上げましたが、学校教育の学力、質の向上に向けた学校図書館の効果的な活用運用を図るため地域推進の指定、学校図書館支援センターによる学校図書館の活用運用への支援のあり方について都道府県と連携、協力のもとに実践的な、調査研究を行うものでございます。本年8月28日付で、国から指定の連絡が参りました。経費につきましては、計画書の中に約390万円の経費がかかるということで計上してございますが、この経費の内容につきまして、このたび受託されたという報告をいただきましたので、計画書に載ってございますが、調査研究会議を早急に開催いたしまして、再度こちらの計画書に基づいて詳細な内容をも一度研究をさせていただくようになってございます。ですので、計画書という形で提出させていただいておりますが、まだ研究会議が開かれておりませんので、今、委員から御質問がありましたことにつきましては、その研究会の中に再度持ち込みまして、御報告をさせていただければと思っております。

2点目でございます。現在、学校図書館相談員は2名配属されております。この人員の増でございますが、現時点では増員という形では考えておりません。ただ、長い目で見ると、学校図書館の充実という形の中で年度を追いまして、人員の増は考えていかなければならないのかなということでは、今後検討していきたいと思っております。

現在の相談員の実績と仕事のあり方でございますが、現在の中では御承知のとおり2名で27校の学校を回ってございます。なかなか全校をまんべんなく回りきれないという状況ではございません。そういう中で各学校との連携をとりながら、各相談員が今、四苦八苦し、いろいろな状況を把握しながら対応をしております。申しわけございません。詳細な反省点、今後の問題点等も提起されておりますが、私、今日、手元に資料を持ってきておりませんので、お答えすることができません、申しわけございません。

以上でございます。

○伊藤委員

よくわかりました。

今回文部科学省がこの事業を全国36カ所で指定して行うということですが、その説明の中に、こういった支援センターをつくって公共図書館と学校図書館が連携してやっていくというのは全国的にも例がなく、これを国が先導して行っていく必要があるということがありました。小平市はその点、データベース化のことにしましても、ボランティアのことにしましても、それから連携にしましても、非常に当初からその辺の支援がよくできており、そもそもきっかけのあるところだと思います。ですから、この指定を受けるのにふさわしいと非常に思うわけですが、今行われていることの、どうか検証をよくしていただいて、問題点をよく探り出して、その上でやっていただければ、36カ所の中でも非常に優れたモデルとなるのではないかと思います。

すし、何よりも児童生徒の主体的な学習や豊かな感性を育むのに役立つものと思われまので、どうかよろしくお願いたします。

○堀内委員長

ありがとうございました。

この図書館事業に限らず、小平市教育委員会では事務局の御努力でコミュニティ・スクールの研究ですとか、地域子ども教室ですとか、国あるいは都の予算を使ってさまざまな先進的な活動を展開しております。これらの活動は小平市の財政負担なしに、有益な活動経験や実績が積める点で市政にも貢献しており、常々高く評価しているところでございます。こういったパイロット事業に十分な成果を上げ、さらに小平市の義務教育の進展のために御努力いただけるように要望しておきたいと思ひます。

○吉田委員

今回、一般質問の中にも防犯カメラについて御質問があったように思われます。私もこの防犯カメラについてお尋ねしたいと思ひます。

まず、このカメラの稼働時間は、24時間なのか、あるいは何時から何時までと区切られているのかということ。

もう1点は、設置場所についてです。よくプールの中に物が投げ込まれたり、ごみが捨てられたり、あるいはちょっと悪戯されたりというようなことも、たまに耳にすることがあるのですが、そういった場所には防犯カメラの設置ということは行っていないのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

まず1点目の作動時間でございますが、24時間作動しております。

それから2点目のプールの中に投げ込みの事件だとか、そういうための防犯カメラということでございますが、今回の設置は学校の敷地内への侵入を防犯カメラの抑止力で防ぐということで、具体的な場所はあまりいわない方がいいと思ひますのですけれども。敷地に侵入しようとするものが入るだろうと予想されるところに、2つから4つくらいのカメラを据えてということでございます。プールあるいは校舎も、機械警備も入っておりまして、進入についてはそういう機械警備もあわせて、防げるものと思ひております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは以上で、教育長報告事項の（7）までを終了いたします。

（日程）

○堀内委員長

次に、日程を変更いたしまして、日程4、小平市教育委員会委員長の選挙について、を議題といたします。

委員長の任期は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの1年間となっております。したがって、次期の委員長をここで選任するものでございます。

なお、次期委員長の任期は平成18年10月1日から平成19年9月30日となります。

委員長の選挙につきましては、小平市教育委員会会議規則第7条第1項の規定により、指名推選の方法によって行います。

どなたか御指名をお願いいたします。

○小池委員

委員として最も御経験が豊富で、かつ高い見識をお持ちの堀内委員長に引き続きお願いをいたしたいと思っております。

○堀内委員長

それでは、お諮りいたします。

ただいま小池委員からの御指名に従いまして、私、堀内を委員長に選任することにつきまして御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○堀内委員長

御異議ございませんので、私、堀内が委員長に選任されました。

ここで一言ごあいさつを申し上げます。私、平成11年に教育委員に任命されて、今年で7年を経過するところでございます。この間、後半の4年間は教育委員長を拝命して参りました。引き続き来期も委員長をせよと御推挙でございますので、極めて非力ではございますけれども、誠心誠意努めさせていただきたいと思っております。

御承知のように、小平市は地域との連携をキーワードに、坂井教育長初め皆様方の御指導よろしきを得て、教育改革が着々と進んでおります。こうした地域密着の教育改革のため、さらに頑張りたいと思っておりますので、今後とも皆様の御協力、御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、日程5に移ります。

日程5、小平市教育委員会委員長の職務代理者の指定について、を議題といたします。

委員長の職務代理者につきましても、任期は平成17年10月1日から平成18年9月30日ということになっております。したがって、同様に次期の職務代理者を選任するものでございます。

指定につきましては、小平市教育委員会会議規則第8条の規定により指名推選で行います。どなたか指名をお願いいたします。

○伊藤委員

引き続き小池委員をお願いします。

○堀内委員長

それでは、お諮りいたします。

ただいま伊藤委員から御指名のありました小池委員を、委員長職務代理者に指定することに御異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○堀内委員長

それでは、小池委員が10月1日付で、委員長職務代理者に就任することが決定いたしました。ここで小池委員からごあいさつをいただきたいと存じます。

○小池委員

御推薦をいただきまして大変光栄に思っております。微力ではございますけれども、大変お忙しい堀内委員長、それから坂井教育長を補佐しまして、小平市の教育改革のレベルアップになお一層貢献をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○堀内委員長

よろしく申し上げます。

次に、教育長報告事項(8)及び議案第18号から第20号まででございますが、先ほど申し上げましたとおり、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。したがって、こちらにつきましては、非公開で審議をいたします。

議決につきましては、挙手で行いたいと存じます。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方の御挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

○堀内委員長

挙手全員です。賛成が3分の2以上でございますので、非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をとりたいと思います。ただいま14時45分くらいですか。それでは15時まで休憩ということにしたいと存じます。

午後2時45分 休憩